重要事項説明書〔別紙〕

短期入所療養介護（居宅サービス）

【表１】

（３）サービス利用料金

介護保険給付対象サービスを利用する場合は、１日あたり下記のサービス費の１割または２割もしくは３割を別途交付される負担割合証に応じて自己負担額としてお支払いしていただく事になります。尚、自己負担額の居住費・食費は保険給付対象外となります。

（市民税の課税状況により負担限度額の設定あり）　（単位：円）

要介護度			要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
サービス費（多床室）			9,020	9,790	10,440	11,020	11,610
サービス費（従来型個室）			8,190	8,930	9,580	10,170	10,740
自己負担額	サービス費の１割	多床室	902	979	1,044	1,102	1,161
		従来型個室	819	893	958	1,017	1,074
	居住費（保険給付外）	多床室 437 / 1 日	負担限度額				
			第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
			0	430	430	430	437
		従来型個室 1,728 / 1 日	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
			550	550	1,370	1,470	1,728
	食費（保険給付外）	1.545 / 1 日	第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
			300	600	1,030	1,360	1,545

※食費の 1,545 円の内訳は　朝食 450 円　昼食 558 円　夕食 537 円　となります。１～３段階の方につきましては負担限度額以上の負担はありません。

※追加算定項目　（単位：円）

個別リハビリテーション実施加算	240 / 日	療養食加算	8 / 回
夜勤体制加算	24 / 日	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22 / 日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	18 / 日	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6 / 日
在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	51 / 日	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	51 / 日
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 / 日	認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 / 日
緊急短期入所受入加算	90 / 日（７日間を限度）	重度療養管理加算	120 / 日
総合医学管理加算	275 / 日（７日間を限度）	送迎加算（須崎市、土佐市、中土佐町）	184 / 片道
介護職員等処遇改善加算（Ⅱロ）	単位合計の 1000 分の 93	口腔連携強化加算	50 / 月
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 / 月	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 / 月

※実施地域以外の送迎算については実施地域を越えた地点から１ｋｍ増すごとに 20 円の追加金額を頂きます。(片道換算とし端数は切り上げとします)

【表２】

(5) その他の介護保険給付対象外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。(課税対象分は税金を含む)(単位 :円)

種　類	内　容	利用料金
特別な居室	個室をご利用になった場合	1.100 / 日
美　容　代	理・美容師の出張によるサービスをご利用した場合	2.000～8.000 / 回
おやつ代	個別におやつをご希望される場合	100 / 回
日用品費	日常生活に応じて提供する日用品に要する費用	270 / 日
教養娯楽費	クラブ活動等に参加された利用者に負担をお願いする実費相当額の費用 (クラブ活動の追加･変更等により金額の変更あり)	ホーム喫茶　50 / 杯 生け花教室　実費 お出かけ　実費
洗　濯　代	独居等で家族の対応が出来ない方で洗濯を施設に依頼した場合 (洗濯は別の業者への委託となります) ※暖流で洗濯した場合は右記の金額で別途請求いたします	１ネット当たり　605 【暖流】小物　62 / 枚 大物　93 / 枚 ズボン･ウエア 114 / 枚 上着類　187 / 枚 着物類　312 / 枚
Ｔ　Ｖ　代	居室でＴＶを見たい場合	250 / 日
そ　の　他	外食ツアー、お買い物ツアー	実費
キャンセル料	利用開始日１週間前の 17 時までにキャンセルのご連絡がない場合	2.000 / 日